



令和3年5月28日
自転車活用推進本部

令和3年度 自転車活用推進功績者表彰の受賞者を決定！

～自転車活用の推進に尽力された個人2名・3団体を公表・表彰式を開催します～

自転車活用推進本部では、自転車の活用の推進に関して顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰する自転車活用推進功績者表彰の受賞者（個人2名、3団体）を決定しました。

なお、本表彰は、平成29年5月に施行された自転車活用推進法第15条に基づくものであり、今回が4回目の表彰となります。

表彰式においては、自転車活用推進本部長（赤羽国土交通大臣）より、功績者に対して表彰状を授与するほか、自転車アンバサダーである稲村亜美さんにもご出席いただく予定です。

1. 自転車活用推進功績者表彰受賞者及び功績概要（敬称略。詳細は別紙）

（1）個人 2名（推薦者）

- ・岩崎 正史（福岡県）
- ・高橋 幸博（文部科学省）

（2）団体 3団体（推薦者）

- ・株式会社アトレ（茨城県）
- ・特定非営利活動法人 シクロツーリズムしまなみ（愛媛県）
- ・那須高原オールスポーツアソシエーション（栃木県、栃木県那須町）

2. 令和3年度自転車活用推進功績者表彰式

（※令和3年度「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト「優良企業」認定式と合同で実施。）

（1）日時 令和3年5月31日（月）14時から14時30分（予定）

（2）形式 WEB配信によるオンライン形式

（3）次第 ①自転車活用推進本部長挨拶

②表彰状授与

③記念撮影

（4）その他

- ・本表彰式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、報道関係者に限りWEB上での傍聴のみとさせていただきます。なお、通信設備の都合により、1社につき1名（1回線）とさせていただきます。

- ・報道関係者でWEB傍聴を希望される方は5月30日（日）17：00までに以下のとおりメールにてご連絡下さい。期日までにご連絡いただいた方にWEB会議のURLをお送りします。

件名：【WEB傍聴希望】令和3年度自転車活用推進功績者表彰・「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト「優良企業」認定 合同表彰式

本文：氏名（ふりがな）、所属、連絡先

送付先：info_atmark_good-bicycle-japan.com

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

- ・状況により出席者等が変更となる場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 加賀谷、羽田野

電話 03-5253-8111（内線 38-225、38-128）

03-5253-8497（直通）

FAX 03-5253-1622



令和3年度 自転車活用推進功績者表彰 受賞者一覧

(敬称略)

【個人：2名】

○岩崎 正史

高校生を中心とするチーム結成を通じた若手育成、様々な分野における行政の委員会への参画、九州北部豪雨や熊本地震からの復興支援ライドイベントを主催したほか、コロナ禍でもルート・期間を設定して自主走行によるライドイベントを開催するなど、九州全体において多岐にわたる活動を数十年にわたり展開。

○高橋 幸博

北海道ニセコ地区で閑散期となるグリーンシーズンにおけるサイクルツーリズムを通じた地域活性化にいち早く着目。サイクルツーリズムのプロデューサーとして、イベント運営、海外へのブランド発信、ガイド育成、講演会等における自ら培ったノウハウの提供等を通じて、全国各地で進められている自転車を活用した地域活性化の基礎づくりを支援。

【団体：3団体】

○株式会社アトレ

土浦駅ビルに、全国初の駅直結型の複合サイクリング拠点を整備。サイクルショップ、レンタサイクル、シャワー等設備、情報発信スペース等を整備するほか、自転車を客室に持ち込めるホテルを誘致。さらに、コロナ禍でもヴァーチャルライドなど3密を回避した大型イベントを開催するなど、設備の充実や質向上に継続して取り組んでいる。

○特定非営利活動法人シクロツーリズムしまなみ

・従来のスポット巡りの観光とは異なるサイクルツーリズムにいち早く着目し、住民と協働したモデルコースの整備、サイクルオアシスの整備、ゲストハウスの運営、サイクリトレインの運行等に取り組み、しまなみ海道におけるサイクリング環境の向上に大きく貢献。また、女性を対象としたサイクリングによる健康増進事業の実施など先進的な活動も展開。

○那須高原オールスポーツアソシエーション

那須高原ロングライド、那須岳ヒルクライムレースなどのサイクルスポーツイベントを自ら開催するほか、全日本自転車競技選手権などのプロロードレース大会の誘致・開催にも積極的に取り組んでいる。また、サイクリングマップの作成・配布やサイクルステーションの設置など、自転車を活用したまちづくりにも尽力。

自転車活用推進功績者表彰の概要

1. 目的

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

3. 表彰権者

自転車活用推進本部長

4. 表彰の時期

毎年1回、自転車月間である5月に実施（特別の必要があると認められる場合は、随時表彰）。

5. 表彰の手続

- ①表彰候補者については、関係府省庁、都道府県、政令指定都市が推薦
- ②有識者で構成される選考委員会において受賞者案を選定
- ③最終的な受賞者の決定は自転車活用推進本部長

【参考】

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）（抄）
（表彰）

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。